

彦根市立小学校におけるいじめ重大事態の調査結果の概要について

1 事案の概要

- ・発生日時 令和6年5月から令和6年10月
- ・発生場所 教室等
- ・対象児童 1年 女 A児
- ・関係児童 1年 女 B児
- ・いじめの態様

令和6年5月頃、当該対象児童（A児）は、関係児童（B児）から頬を引っ張られたり、頬を平手打ちされたりした。また、令和6年10月、A児は、B児からはさみを踏まれ、引きずられた。A児は、本事案に起因する反復的な心的ストレスから心理的および身体的症状が継続的に表出。

- ・いじめ防止対策推進法第28条1項1号に該当する重大事態と認定

2 重大事態に係る調査の実施

(1) 調査期間

令和7年3月7日（金）～令和7年3月28日（金）

(2) 調査組織

当該校いじめ対策委員会に、臨床心理士と社会福祉士を加え、調査組織とした。

3 調査の概要

(1) 調査からいじめとして認定された事実

- ①令和6年5月、B児がA児の頬を引っ張った行為
- ②令和6年5月、B児がA児の頬を平手打ちにした行為
- ③令和6年10月、B児がA児のはさみを踏み、引きずった行為

(2) 学校の課題

①「いじめ」認知への理解について

学校として、相手を特定せずに行う行為をいじめとして認知すべきであるという認識がなく、たまたま近くにいた児童に対して行った行為であると捉え、いじめとして認知することができていなかった。そのため、当該行為が「いじめ」であるという認識を基にした組織対応が大幅に遅れてしまった。

②児童・保護者への対応について

事案発生後、対象児童が安心して登校・生活できるような支援を、保護者の思いを踏まえながら実施することが必要であるが、本事案では適切な対応がとられていなかった。具体的な対応について組織で考える場を設けるに至らず、対象児

童の不安を増長させた。

5月の事案後、学校は保護者同士の話し合いには学校が入らないという判断をして、部屋を貸すだけの対応となったことが、対象児童保護者、関係児童保護者の不信感につながった。

③組織対応について

学校で発生する児童間のトラブルを含めあらゆる問題を報告・連絡・相談するシステム、組織として対応する体制が機能しておらず、5月の事案について管理職への報告がなされていなかった。生徒指導部会、教育相談部会、特別支援教育部会等の部会間の連携が十分でなく、早期の組織対応ができていなかった。

(3) 再発防止策

- ①学校いじめ防止基本方針に即した学校運営や対応ができていなかったことから、学校いじめ防止基本方針を点検し、見直していく。全職員がいじめの定義、いじめの認知への正しい認識・理解がもてるよういじめ防止に関する校内職員研修を繰り返し実施する。
- ②関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、早期にアセスメントとプランニングを行うケース検討を実施し、早期解決に向けて取り組んでいく。
- ③家庭と学校とが密に連携をとることが大切であるため、いじめを受けた児童の保護者への真摯な説明と対応はもちろんのこと、いじめを行った児童の保護者に対しても、いじめを受けた児童の状況や保護者の思い、学校の方針や対応など、時機を逃さずに丁寧に伝えていく。このことを全教職員で確実に共有し、適切な指導と支援を行う。
- ④援助要請できる職場環境づくりを進め、日頃から管理職や生徒指導担当を含め全教職員で児童を支える体制を構築していく。
- ⑤学校と教育委員会が適切に情報共有を行い、連携を強化することで、いじめの早期発見・早期対応を推進していく。これにより、いじめの深刻化や対応の長期化を防ぐ。